令和6年度 和賀中央農業水利事業

> 猿田幹線用水路末端分水工ゲート他 積算参考資料作成業務

> > 現場説明書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

- 1. 契約の保証については、別紙-1のとおりである。
- 2. 本業務における積算基地は、盛岡市としている。
- 3. 本業務の価格は、農林水産省制定「設計業務の価格積算基準」に基づいて算出している。 なお、積算体系区分は「設計業務」とし、工種区分を「実施設計以外」としている。
- 4. 本業務の歩掛は、既設水路のゲート等の積算参考資料及び補足設計となることから、すべて見積り徴集による歩掛とし、別紙-2のとおり計上している。

なお、歩掛の妥当性を検証するため、別紙-3様式「歩掛実態調査表」を監督職員に提出 するものとする。

5. 打合せの配置人員は下表のとおり計上している。

なお、打合せ時間は0.5日/回とする。

打合せ段階	職種
初 回	技師A、技師C
中間 (2~3回)	技師B、技師C
最終回	技師A、技師C

6. 打合せに係る旅費交通費は、通勤によるものとし、盛岡市内から事業所間をライトバン移動(盛岡南IC~北上江釣子IC間は高速道路利用)で計上している。

移動時間に係る人件費については計上していない。

- 7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 8. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者(農林漁家を含む) の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮 すること。

9. 豪雪補正について

機械経費算定にあたっては、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1

項の規定に基づき、豪雪補正10%を計上している。(岩手県内全域)

10. 仕様書補足事項

特別仕様書第 5-1 条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人及び電子媒体(CD-R等) 1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合わせに基づき、本業務の成果物データ (PDF 形式) を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

○ 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。
- ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
 - (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行花巻代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い 込んで、交付を受けること。
 - (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局和賀中央農業水利事業所 歳入歳出外現金出納 官吏 庶務課長 鎌田 文範」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の 指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合 は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保 管金払渡請求書を提出すること。
- イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済 通知書及び政府保管有価証券提出書。
 - (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
 - (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐(主計) 昆野淳」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の 指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の1 0の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、 別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求 書を提出すること。
- ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書
 - (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
 - (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中央農業水利事業所長 松岡 伸一」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - (エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
 - (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
 - (カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計

法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (ク) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。) の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
 - (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中央農業 水利事業所長 松岡 伸一 」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (エ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (オ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
 - (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - (4) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中央農業水利事業所長 松岡 伸一」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (オ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (カ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。
- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合。

(単位:人)

作業項目									
1F未填口	主 任 技 師	技師A	技師B	技師C	技術員				
1. 現地調査	-	1. 2	0. 6	ı	_				
2. 設計関係資料把握	ı	0. 6	2. 4	1.8	-				
3. 設計図作成	ı	I	0. 6	0. 6	0.4				
4. 見積徴集用図面の作成	ı	ı	0. 5	1.0	1. 5				
5. 数量計算書作成	ı	1	1	1.8	2. 4				
6. 施工計画書の作成	ı	1. 7	1. 7	1. 6	_				
7. 特別仕様書の作成	-	-	1. 7	1. 5	-				
8. 積算資料及び施工単価条件の作成	-	4. 0	2. 5	5. 2	_				
9. 道路協議(予備協議)資料の作成	ı	1.0	1.0	2. 0	_				
10. 点検とりまとめ	_	1. 2	0. 6	1. 2	_				

【歩掛一覧表】石羽根除塵機塵芥処理設備 補足設計

作業項目									
1F未填口	主 任 技 師	技師A	技師B	技師C	技術員				
1. 現地調査	_	0. 5	0. 5	0. 5	_				
2. 資料の検討	-	0. 5	1. 0	-	_				
3. 対策工法の検討	-	0. 5	1. 0	1.0	-				
4. 設計諸元検討会資料の作成	_	1. 0	1. 0	-	_				
5. 構造図作成	-	I	0. 5	1.0	1.0				
6. 平面図作成	-	I	0. 5	ı	1.0				
7. 数量計算	-	I	ı	1.0	2. 0				
8. 施工計画	-	1. 0	1. 0	2. 0	_				
9. 概算工事費積算	_	-	1. 0	1.0	-				
10. 総合検討	-	0. 5	-	-	-				
11. 点検とりまとめ	-	0. 5	1. 0	1.0	_				

歩掛実態調査表

1	調查	\Box	65
1	面'百'	Н	TI)

本調査は本業務における歩掛実態を把握し、積算歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

2. 概要

発注者記入	局 名	
	事業所名	
	業務名	
	担当者名	
受注者記入	受注者名	
	受注担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

			歩掛	(発	注者記	2載)			歩掛	(受	注者記	己載)	
作業項目	作業内容	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員

<u>-</u> 5.	歩掛に差異が生じた理由	(受注者記載)	
_			